画像診断装置用ワークステーションシステム(GE ヘルスケア社製) 保守点検業務仕様書

京都市立病院における画像診断装置用ワークステーションシステム (GE ヘルスケア社製) の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

(1)画像診断装置用ワークステーションシステム AW VS5 Plus (ColorMonitor×2)

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 PET-CT室

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 契約条件

- (1) 業務内容
 - ア 年1回の定期保守点検
 - イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を令和 3 年 7 月末までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。*本契約の点検は平日の 9:00~22:00 の間とし、それ以外で点検を行なう場合は甲は乙に別途費用を支払う。

- イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
- ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
- エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を 甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局 契約担当へ提出すること。
- オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは速やかに(原 則として当日中)出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。
- カ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。
- (3) 本契約に含まれる費用の内訳
 - ア 定期点検部品

イ 緊急保守部品

- *ア、イの詳細は下記とする
- ・WS システム本体
- ネットワーク通信
- 各種モニタ
- ・システムソフト、アプリケーションソフト等 ソフトウェア一式

(4) 委託料の支払

甲は、乙の請求により、委託料を2分割して支払う。

5 その他

この本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、その つど決定するものとする。

付表

【対象機器】	数量
画像診断装置用ワークステーションシステム	1
AW VS5 Plus(ColorMonitor×2)	1